

利用規約

東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます）が主催する「超電導リニア体験乗車」、「キッズ・リニアスクール」（以下、両者をいずれも「体験乗車」といいます）の利用規約（以下、「本規約」といいます）について、以下のとおり定めます。

第1条（本規約の範囲）

1. 本規約は、当社、体験乗車への申込者及び体験乗車の参加者に適用されるものとします。
2. 本規約の他に「超電導リニア体験乗車ホームページ」（<https://linear.jr-central.co.jp/>）（以下、「ホームページ」といいます）等に掲載する「募集要項」についても、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社は申込者及び参加者の事前の承諾なしに、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の規約内容については、予めホームページへの掲載、申込み時に登録された電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第2条（開催方法）

1. 体験乗車は当社が主催し、開催にあたっての申込受付、当選者への連絡、料金の収受等は、株式会社ジェイアール東海ツアーズ（以下、「東海ツアーズ」といいます）が行うものとします。

第3条（申込者及び参加者の範囲）

1. 申込者及び参加者については以下のとおりとします。（年齢は申込時点とし、法人・グループ等個人以外のお名前での申込み・ご参加はできません）

<超電導リニア体験乗車>

（1）申込者

日本国内在住で18歳以上の人。

（2）参加者

① 搭乗代表者（参加者のうち、当日の代表者となる人）

12歳以上の人。ただし、7歳未満の同行者や同伴幼児を含む場合は16歳以上の人。

② 同行者（参加者のうち、搭乗代表者以外の人）

条件は特にありません。

③ 同伴幼児（参加者のうち、座席をご利用にならない人）

7歳未満の人。ただし、申込み1区画あたり2人まで。

<キッズ・リニアスクール>

（1）申込者

日本国内在住で18歳以上の人。

（2）参加者

① 搭乗代表者（参加者のうち、当日の代表者となる人）

12歳以上の人。ただし、7歳未満の同行者や同伴幼児を含む場合は16歳以上の人。

② 同行者（参加者のうち、搭乗代表者以外の人）

6歳以上12歳以下の方1名以上の参加が必須。

③ 同伴幼児（参加者のうち、座席をご利用にならない人）

7歳未満の人。ただし、申込み1区画あたり2人まで。

第4条 (申込み)

1. 体験乗車の申込みは、申込者が、インターネットにより行うものとします。
2. 申込者が申込画面にある所定のチェックボックスにチェックを入れたことをもって、申込者及び参加者の全員が本規約及び別に定める「個人情報の取り扱いについて」を承諾したものとみなします。
3. 申込みは、申込完了画面が表示された時点をもって完了するものとします。
4. 申込者は、自己の責任と負担において、申込みのために必要となる通信機器、ソフトウェア及びインターネット接続契約等を準備するものとします。
5. お申込み時点で18歳未満の参加者は、事前に法定代理人等の事前の同意を得るものとします。
6. 同一の体験乗車における一回の募集期間内に、同一の申込者が、複数の申込みを行うことをお断りします。この場合、重複する申込みを無効とします。
7. 営利目的での申込みをお断りします。
8. 利用者が車いすを利用してご参加を希望する場合、申込み時にその旨を申し出るものとします。車いす利用者は、搭乗前に当社が用意する車いす(全幅:53cm 座面幅:40cm 全長:90cm 耐荷重:100kg)にお乗り換えをいただきます。申込み時に車いすを利用する旨を申し出なかった場合、及び当社が用意する車いすにお乗り換えをいただけない場合、当日、車いすでのご参加をお断りする場合があります。

第5条 (連絡の方法)

1. 当社は申込者が予め届け出た電子メールアドレス宛に送信した電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって通知が完了したものとします。
2. 申込者または参加者は、東海ツアーズのドメイン (@jrtours.co.jp 及び@travel.expy.jp)からの電子メールを常に受信できるよう設定するものとします。電子メールの登録情報の誤り、電子メールの不達、遅達、受信拒否等により電子メールが届かなかった場合でも、当社は一切の責任を負いません。
3. 申込者または参加者の住所、氏名等の登録内容に不備があり、当社からの通知が完了しなかった場合は、当社は一切の責任を負いません。また、申込者または参加者の住所やメールアドレス等の連絡先等が変更となった場合は、当社より申込みの際に知らせる連絡先にすみやかに連絡を行なうものとします。申込者がこの手続きを怠ったことにより生じた損害及びいかなる不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第6条 (契約の成立時期)

1. 当社は募集期間毎に抽選を行い、当選者を決定するものとします。
2. 前項に定める当選者に対しては、東海ツアーズより当選通知を送付します。なお、当選通知については、電子メールにて送付します。
3. 体験乗車の利用契約は、申込者が予め届け出た電子メールアドレス宛に当社が送信する当選通知のメールがメールサーバーに到達した時点で成立するものとします。

第7条 (料金の支払い)

1. 申込者は、第6条に定める当選通知を受けた場合は、当社が当選通知にて定める入金締切期日及び方法をもって、所定の料金を支払うものとします。
2. 体験乗車の利用契約成立にも関わらず、入金手続きがなかった場合は、当社が定める入金締切期日の経過をもって当該契約は解除されたものとみなします。

第8条 (取消・変更)

1. 申込者は、料金の支払い後に体験乗車の利用を取り消す場合は、当社が定める取消期限までに、当社が定める方法により、申し出るものとします。
2. 取消をする場合は、同一の体験乗車において当選した全ての区画について利用する権利を失うものとします。
3. 当社は、取消期限までに取消の申し出があった場合、既に収受した金額から、当社が定める取消料を差し引いて、申込者に返金するものとします。
4. 取消期限を過ぎた場合、取消はお受けできません。
5. 申込み後の、利用日時・利用便・利用人数・利用区画数・申込者及び参加者の変更（追加・一部取消を含む）は、お受けできません。

第9条 （催行中止に伴う取扱い）

1. 当社の判断で体験乗車の催行を変更・中止する場合があります。
2. 当社は、体験乗車の催行中止が決定した時点で、電子メールでお知らせします。
3. 当社の判断で体験乗車の催行を中止した場合、当社の定める方法により、後日、申込者に対して返金します。返金額は、申込者が当社に支払った料金のみとし、交通費、宿泊費、通信費等の返金はいりません。なお、催行中止時の払戻は開催予定日から1年以内（以下、「払戻期間」という）に限り、払戻期間を過ぎた場合には、当社は払戻いたしません。

第10条 （最終案内の送付）

1. 当社は、体験乗車開催の5日前をめどに、申込者が登録した電子メールアドレス宛に最終案内メールを送付します。
2. 参加者は、体験乗車の当日に、送付された最終案内メールで指定する画面をスマートフォン等で提示するものとします。なお、最終案内メールで指定する画面を提示しない場合はご参加いただけない場合があります。
3. 申込者と参加者が異なる場合、申込者は参加者に予め最終案内メールで指定する画面を引き渡すこととします。

第11条 （禁止事項）

1. 申込者もしくは参加者の代理として複数の申込みをし、利益を得るなど、営利目的での申込みを禁止します。営利目的での申込みが判明した場合は、理由の如何を問わず、当該権利を無効とし、ご参加をお断りします。また、当社は既に支払われた料金の払戻義務を一切負わないものとし、以降の超電導リニアに関するイベントへの申込みを無効とします。
2. 当選した体験乗車の権利の全てまたは一部を、第三者へ譲渡・転売することを禁止します。第三者への譲渡・転売が判明した場合は、理由の如何を問わず、当該権利を無効とし、ご参加をお断りします。また、当社は既に支払われた料金の払戻義務を一切負わないものとし、以降の超電導リニアに関するイベントへの申込みを無効とします。
3. 体験乗車の開催にあたり、当社は参加者に本人確認を求めることがあります。本人確認の結果、予め登録した参加者以外であることが判明した場合、または本人確認ができない場合は、体験乗車の権利を無効とし、ご参加をお断りします。その場合、当社は既に支払われた料金の払戻義務を一切負わないものとし、ご参加をお断りします。
4. 施設内及びリニア車両内への動物（身体障害者補助犬を除く）、危険物及び他人に危害を及ぼすもの並びに当社が持込を不相当と判断するもの等の持込及び預入は禁止します。

5. 施設内またはリニア車両内においては係員の指示に従うものとします。係員の指示に従わない場合、ご参加をお断りし、退場していただくことがあります。
6. 施設内またはリニア車両内において、公序良俗に反するまたはそのおそれのある行為を行うことを禁止します。
7. 施設内またはリニア車両内において、性風俗、宗教、政治、営業に関する活動を行うことを禁止します。

第12条 (個人情報取扱い)

1. 当社は、別に定める「個人情報の取扱いについて」に基づいて、申込みにより取得した個人情報を取り扱います。

第13条 (免責事項)

1. 当社は、地震、洪水、その他の天変地異、戦争・暴動・内乱、火災、ストライキその他の労働争議、交通機関の障害、その他当社の責めに帰さない事由により体験乗車を変更・中止できるものとします。この場合、当社は既に支払われた料金の払戻以外の責任を一切負わないものとします。
2. 交通機関の障害等、当社の責めに帰さない事由により、所定の集合時刻に集合できなかった場合、体験乗車の権利は無効となります。この場合、当社は既に支払われた料金の払戻義務を一切負わないものとします。
3. 通信回線の混雑またはコンピューターシステム上の不慮の事故等により、申込みの受付が一時的に不可能となったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第14条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社は、申込者または参加者が次の各号の一に該当した場合、何らの通知・催告を要せず、直ちに体験乗車の利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 申込者または参加者が暴力団員等であるとき、または暴力団員等であったことが認められるとき。
 - (2) 申込者または参加者が暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。
 - (3) 申込者または参加者が自らまたは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。
 - (4) 申込者または参加者が自らまたは第三者を利用して、当社に名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。
 - (5) 申込者または参加者が自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。
2. 前項の規定に基づいて本契約の全部または一部を解除した結果により、申込者または参加者に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

第15条 (解除)

1. 当社は、申込者または参加者が次の各号の一に該当した場合、何らの通知・催告を要せず、直ちに体験乗車の利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 体験乗車に必要な料金等について支払債務の履行遅滞等、債務不履行があったとき。
 - (2) 第11条に定める禁止事項を行ったとき。
 - (3) 本規約に違反したとき。
 - (4) その他、当社が体験乗車の利用を不相当と判断した場合。

第 16 条 （準拠法）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法が適用されるものとします。

第 17 条 （管轄裁判所）

1. 体験乗車の利用に関して、当社と申込者または参加者との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は、2024 年 5 月 23 日より実施するものとします。

以上